

議 事 録

会 議 名	令和6年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和6年7月25日(木)午後4時00分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 中村 基寛 委員：1番 大久保泰明 2番 金子イツ子 3番 市川 幹雄 4番 五島 修一 5番 福岡 喜輝 7番 相田 孝 計7名 農地利用最適化推進委員 南部地区：川島博英 中部地区：露木武光 計2名		
欠席委員	6番 三澤 伸喜		
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：前田大樹 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和6年第7回定例総会を開会いたします。欠席委員は、6番1名です。出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が2名出席しております。本日の議事録署名人に、1番と2番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第1、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号34号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号34号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆で、転用事業の内容は自己用住宅敷地です。申請者の一人が高齢のため、耕作している農地から離れた場所では継続的な農地管理が困難であることや、旧住居から離れることで生じる生活環境の変化への対応が難しいこと、等の理由から、旧住居の隣地である当該地に自己用住宅を建築することになりました。旧住居敷地の売買契約はすでに締結されていることから、申請者は転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可になります。 会 長：続いて、地区担当農業委員の五島委員から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 4 番：7月16日事務局職員と現地確認しました。当該地は、周りを住宅に囲まれており、他の農地への影響はありません。現状は未耕作の状態で、低い雑草が生えている状況です。自己住宅を建築するという事なので、周りの住宅に溶け込み全体的に住宅地になることとなりますので問題ないと判断します。		

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号34号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号34号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第2、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号35号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号35号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある市街化調整区域内の農地3筆で、転用事業の内容は貸駐車場です。不動産業等を行っている譲受人が、近隣に営業所がある物流会社からトラックを駐車できる駐車場を探してほしいと要望があり、周辺で適地を探していたところ、営業所から近く、交通利便性や面積などの面で希望要件に最適な当該地について、譲渡人との間で賃借権設定の合意があり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可になります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である私から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：先日現地確認しました。周辺は駐車場等農地ではないため、他の農地に影響はありませんので問題ないと考えます。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号35号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手（挙手多数）ですので、議案番号35号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の合意解約について、報告番号49号及び50号の2件について事務局より一括して報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：（報告番号49・50号を朗読）

（説明）農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。両案件ともに、報告番号49号の借り手の家族（息子）が今後農地法第3条により、当該農地4筆を購入することとなっており、そのために必要な手続きでございます。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

（5番挙手）

5 番：利用権の設定期間終了前の解約とのことですが、設定期間はいつまでだったのでしょうか。

事務局：残り約1年間です。

	<p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第4、農地法第3条の3第1項による届出について、報告番号51号及び52号の2件、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号53号から77号の25件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号78号から82号の5件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項による届出については、議案書のとおり2件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり25件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり5件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和6年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和6年第7回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 大久保 泰明 議事録署名人 金子 イツ子

本議事録は、令和6年8月26日、承認・署名を得て確定しました。